

第1回【準特定地域】北見交通圏タクシー事業適正化・ 活性化協議会（仮称）

平成26年2月19日15時00分～
北見運輸支局2階会議室

・開会及び資料確認等

【事務局(土田)】

それでは、ただいまから仮称ではありますが、「第1回【準特定地域】北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会」の設立と移行手続きを行います。

本日は、ご多忙の中、委員の皆様方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は北見市ハイヤー組合の事務長の土田でございます。新協議会が設立されるまでの間進行を努めさせていただきます。引き続き宜しくお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

議事次第、委員名簿と

資料1 準特定地域「北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会」設置要綱改正（案）

資料2 消費税改定（4月1日）に伴う公定幅運賃について

をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

資料に不足がございましたら、お申し出下さい。

・協議会設置要綱の移行承認報告

前段に開催された第7回協議会において、協議会設置要綱の一部改正を書面協議にて承認されていることをご報告させていただき、当該協議会設置要綱とも「みなし協議会」として移行しておりますので、再度、ご理解をお願いいたします。

本日は、旧協議会から移行された委員14名中、代理出席を含め、14名のご出席いただいております。本協議会設置要綱第5条13項に規定される構成員の過半数が出席しておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

・協議会構成員の紹介、会長の選出、事務局の指名

ここで、協議会の委員の皆様を順にご紹介させていただくところですが、北見運輸支局長と事務局の北見運輸支局職員が外れただけですので、時間の関係上割愛させていただきます。

続きまして、設置要綱第5条第1項に基づきまして、委員の中から会長を選出していただきたいと存じます。ご推薦等がございましたら挙手の上ご発言下さい。

【北見市ハイヤー組合 木下委員】

高橋教授にお願いしたいと思います。

【事務局(土田)】

ただいま、高橋委員のご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(賛成の声、拍手あり)

ご承認いただきましたので、高橋委員に会長をお願いいたします。

続きまして、設置要綱第5条第3項に基づき、会長より事務局長の指名をお願いします

【高橋会長】

事務局長には北見市ハイヤー組合の土田事務長を指名いたします。

【土田事務局長】

事務局長に指名をいただきました、北見市ハイヤー組合の土田でございます。引き続き宜しくをお願いします。

これまでで意見、ご質問等ありませんか。

それでは以上をもちまして、本協議会が設立されました。

・協議会開会宣言、会長挨拶、座長選出・挨拶

【土田事務局長】

ただいまより第1回【準特定地域】「北見交通圏」タクシー事業適正化・活性化協議会を開催させていただきます。会長よりご挨拶をお願いいたします。

【高橋会長】

ただいま会長に推薦いただきました高橋でございます。

活性化協議会という形でここ数年数々の話をきかせていただきましたが、気づいたことはタクシー事業がもっと胸をはってもらいたいと思っておりますし、そのためにいろんな形でみなさんが努力しているのはわかります。

最終的な目的は地域をどうやって盛り上げるか。そのためにタクシー業界がどういう形でその中に入って一緒に盛り上がるかが重要だと思っております。

こういうきびしい世の中でタクシーのあり方が、いろんな所で取りざたされておりますが、これからもつねにいろんな所で改善していく必要があると思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきながら地域の中でタクシーをどんどん盛り上げていくために、またそれを通じて地域を盛り上げていくためにみなさまのご意見をいただきたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願いします。

それでは、設置要綱第5条第8項に基づき、委員の中から座長を選出して、本協議会の議事進行をお願いするところですが、本協議会では座長を選出せず、私の方で議事進行をすることをご提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ご了承いただきましたので、座長を選出せず私の方で対応させていただきます。

・議事

【高橋会長】

それでは、これより第1回協議会の議事に入ります。議事次第に沿って進めて参ります。

議事の①協議会設置要綱改正についてを事務局からお願いします。

【土田事務局長】

私からは、お手元の資料1についてご説明いたします。

前段でご説明をさせていただきましたが、本協議会を改正特措法附則第3条に基づき「みなし協議会」とするため、これまでの協議会設置要綱の一部を書面協議により改正しましたが、新法による全面的な見直しにつきましては、国交省の「協議会の設置・運営に関するガイドライン」改正通達に基づき「ガイドラインのモデル要綱」を基に作成いたしました。

変更点は、朱書きにさせていただいております。

従来、北見交通圏は「特定地域の指定」をうけておりましたが今回は「準特定地域として指定」されましたので、全国155地域で「特定地域」が「準特定地域」となっております。

大きな変更点としましては、前段の協議会で話しがありましたが「北見運輸支局」が「協議会の構成員第4条の1項」から抜けております。なお、これに伴いそれ以降の支局に関係ある条文からも削除されております。

また、「協議会の構成員第4条の2項1号」の学識経験者の部分は、モデル要綱により、役職・氏名を記入することになりましたので、委員であります高橋教授の役職・氏名を記載させていただいております。

また、会長・委員の皆様の任期については3年間29年1月26日までとなっております。

次に5ページの15項をご覧ください。今までの要綱には、書面協議による決議はありませんでしたが、やむを得ない事由が発生した場合は、書面協議による決議ができることが追加されております。

以上、簡単な説明で申し訳ありませんが、事務局からの提案とさせていただきます。

【高橋会長】

事務局より説明のありました要綱改正につきましては、いかがでしょうか。了承いただけますでしょうか。

それでは、本日付けで一部改正とさせていただきます。

資料2「公定幅運賃」につきましては、北見運輸支局徳田運輸企画専門官より説明をいただきます。宜しく申し上げます。

【北見運輸支局(徳田)】

4月1日実施の消費税改定に伴う公定幅運賃についてご説明します。資料2の「公定幅運賃の範囲について」をご覧ください。

○公定幅運賃の指定

国土交通大臣は、特定地域及び準特定地域を指定した場合には、協議会の意見を聴いて当該地域におけるタクシー運賃の範囲を指定し、当該運賃の範囲を適用日の30日前までに公表しなければならない。

○公定幅運賃の範囲の基準

- ・標準的なタクシー事業者が行う適正な原価に適正な利潤を加えたもの
- ・差別的な取扱いでないもの
- ・不当な競争を引き起こすものでないこと

○公定幅運賃の届出

特定地域及び準特定地域に営業所を有するタクシー事業者は、公定幅運賃の範囲内で運賃を定め、届出することとなる。

公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

1. タクシーの運賃

- ・距離制運賃（初乗運賃、加算運賃、時間距離併用運賃及び待料金）
- ・時間制運賃

2. ハイヤーの運賃（都市型ハイヤー以外） 1. と同様

3. 割引運賃

割引運賃が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるもの。

4. 定額運賃

施設から他の施設又は一定のエリア内への定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額により算出されたもの。

・運賃変更命令について

北見交通圏が該当となる準特定地域においては公定幅運賃の下限を下回る運賃につきましては運賃変更命令の対象となります。強制力をもって公定幅運賃の内容に合致したものしか認められません。

・公定幅運賃の設定について

自動認可運賃の基準を起用した形で公定幅運賃を設定するのが基本ですが、4月から消費税引き上げが予定されているため、増税分を運賃に転換した形で新たな公定幅運賃として設定することになります。

この協議会におきまして転嫁方法を金額方式（現行の初乗上限運賃額に乗じる方法）、距離方式（初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する方法）どちらをとるか協議してもらうこととなります。

【高橋会長】

ありがとうございました。

消費税転嫁の方法につきましては、北見交通圏の当協議会で、どのような転嫁方法を採用するか意見を纏めて運輸局へ報告ということになっております。

さらに運輸局は、各協議会から上がってきた意見を基に3月1日に公定幅運賃の公示を行い、タクシー事業者は、その公示された幅に基づき運賃の届けをすることとなります。

基本であります「金額方式(現行の初乗上限運賃額に乗じる方法)」が利用者にも解りやすく良いのではと思いますが、委員の皆さんからご質問、ご意見を頂戴いたします。ご発

言される方は挙手をお願いします。

【北見市ハイヤー組合 木下委員】

現行運賃に消費税増税分を上乗せする方法がいいと思います。

【北見市ハイヤー組合 松田委員】

金額方式がいいと思います。

【北見市ハイヤー組合 平子委員代理 森下】

金額方式に賛成です。

【株式会社石川観光 石川委員】

金額方式がいいと思います。

【北見個人タクシー協同組合 與羽委員】

24人の事業者の意見をまとめたところ金額方式がいいです。

【高橋会長】

その他ご意見ございますか。

それでは、当協議会としましては、基本であります「金額方式(現行の初乗上限運賃に
乗じる方法)」で、運輸局に意見を上げさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、その他につきまして事務局から何かありますか。

【土田事務局長】

事務局からはありませんが、北見北交ハイヤーから「GPS配車の導入」についてと、
金星北見ハイヤーからドライブレコーダーについてお話があると聞いておりますので、事
業者サイドからおねがいします。

【北見市ハイヤー組合 木下委員】

当社は平成25年11月21日に北見タクシーと合併し登記も終了しています。3月3
1日で終了届けを提出する準備を着々と進めています。

それと同時に配車システムを現在の音声配車からGPS配車にする為に、現在タクシー
に操作機を取り付けている最中です。配車室にはGPS配車用のパソコンと電話機の交換
は、すでに終了しています。

現在の音声配車に比べGPS配車は、お客様から電話が入ると瞬時に一番近い空車のタ
クシーがモニターに写り即配車になり、お客様の待ち時間が短くなりサービス向上につな
がるとともに効率の良い配車が出来るようになります。

現在の配車方法は、お客様の現在地を無線で流して自分が近いと思う人が無線を入れて
一番近い車両を選び出し配車をするシステムなので1本の配車時間はかなりかかり、繁忙
期になると20～40分待ちになることもありましたが、今後はそのような事がなくなり

空車の場所がわかるので正確な待ち時間をお客様にお伝えすることができるようになります。よって活性化につながると思います。

【北見市 浅野目委員代理 橋本】

質問よろしいでしょうか。

G P Sとはお客さんが電話してオペレーターが受けて、今までは無線で配車してたのですが、これからはG P Sを使って全車にどこにお客さんがいるか流すのですか。

【北見市ハイヤー組合 木下委員】

お客さんから電話がくると同時にお客さんのいる場所が画面にでて、それと同時に近くの空車がどこにいるのかでるので、一番近くにいる車に情報を送り配車されます。

【北見市 浅野目委員代理 橋本】

わかりました。ありがとうございました。

【北見市ハイヤー組合 松田委員】

当社ドライブレコーダー導入にあたりまして国土交通省、北海道運輸局、北見運輸支局へ補助金の申請をして受理していただいたこととお礼申し上げます。

平成25年10月から札幌の金星自動車が入れたことにより、こちらの方も導入させていただくことになりました。

ドライブレコーダーは前方、室内2台のカメラがついており、ウインカー、ブレーキ、地図上のデータが場所がわかるようにG P Sをつかったものです。記憶媒体は2枚入っており1枚は48ギガで約48時間記憶できるものです。もう1枚は容量は少ないが、事故や事故のショックを記憶する媒体がついており、一般的には事故の解決及び安全指導が目的です。

事故は今のところ少ないが安全指導はつけただけで抑止効果があり無事故がふえました。ドライブレコーダーをみて乗務員に悪いところがあれば見つけてあげて事故をおこす前に注意してあげるのが一番効果的だと思います。これからも事故を事前に防げるようにやっていきたいと思います。

【北見警察署 元嶋委員】

ドライブレコーダーは非常に助かっています。私どもの方でも機会があるごとにドライブレコーダーをつけて下さいとお願いしております。

正面衝突の事故でも現場をみたら、この車がこちらにはみ出たとかわかるが、例えば相手の車はみ出したからこっちは逆の車線に入って、そうしたら相手の車が戻ってきてぶつかったということもあります。正面衝突は衝撃が強くて覚えていない方も多いです。

ドライブレコーダーをつけることによって、正面衝突がどのようにしてぶつかったかわかるので非常に有効です。

【高橋会長】

ありがとうございました。それではその他、全体を通じて委員の皆様から何かありますでしょうか。

【北見商工会議所 高木委員】

商工会議所では各種いろんな分析が進められていて今日の資料と同じような経過をたどっている産業は他にもたくさんあります。

出生率の低下により人口減少がこれだけ激しくはじまると需要はどんどん減っていくことを前提に考えていかないとならない。コンパクトシティもその一つで人口が減るから無駄のない町にしないともたないという考え方で進めています。

高齢化に対する考え方では北見は公共交通機関が弱い地域で車から離れていく人をどうカバーしていくか問題です。

女満別空港の利用客が10年前110万超から70万弱に激減しています。しかし観光協会のデータでは管内の触込客は若干増えています。飛行機で入ってくる人が減っていて外からくる人達の入り方が変わってきています。

交流人口の拡大、観光客の売り込みに力をいれるべきで、たとえば夜のスナックや居酒屋では固定客の抱え込みには一生懸命だが観光客に魅力を十分伝え切れていません。

厳寒焼肉まつりでは宮崎から10名視察にきたがこういうことが交流人口を増やしていくと思う。ラグビー合宿は北見25年の実績があるが、一時にくらべると減っておりその対策ができていない。情報をうまく伝え合うことができれば交流人口の減少を少しでも食い止めることができると思います。

【北見観光協会 高橋委員】

今まで観光ボランティアという組織、北見の市民を対象にいろんな講習をしてきたがその中で使った観光のテキストがまもなくできあがる予定です。ぜひ見ていただいて乗務員さんがお客様との何かの話しネタとして活用していただけたらと思います。

【高橋会長】

ありがとうございました。次回の協議会のスケジュールを事務局からお願いします。

【土田事務局長】

要綱上は第5条10項に「定期的で開催する」となっております。通常は1年に1回を目安になってますが次年度も10月に消費税改定の話がありますので、それに併せた形での開催予定になると思います。以上です。

【高橋会長】

他になければ以上をもって議事を終了させていただきます。

各委員各位には、本日は活発なご意見をいただきありがとうございました。なお、協議会の議事は公開することとしていることから、北見市ハイヤー組合の掲示板で公開させていただきます。

以上をもちまして、第1回協議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。